

答申第 1148 号

諮問第 1804 号

件名：交通反則切符引継書の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、違反者名を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 5 年 12 月 13 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和 6 年 5 月 24 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (ア) 行政文書開示請求の受付

令和 5 年 12 月 13 日、審査請求人が愛知県警察本部情報公開窓口に来庁し、窓口備え付けの行政文書ファイル管理簿を閲覧したうえ、愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）において管理する行政文書の開示を求める行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

当該開示請求書には、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として

行政文書ファイル管理簿に登録された

令和 5 年引継書（交通切符引継書）、令和 5 年引継書（交通反則切符引継書）

捜査関係事項照会（平成 4 年 11 月分）

（請求日現在 稲沢署で保管のもの）

と記載されていた（この記載内容のうち、「令和 5 年引継書（交通反則

切符引継書)」の記載について、以下「本件補正前請求」という。)

(イ) 行政文書開示請求書の補正

a 電話による請求内容の補正

審査請求人が提出した本件補正前請求の記載内容につき、請求の対象となる文書が多量となる見込みのため、令和5年12月19日にその旨を審査請求人に伝えたところ、4月から7月分のみ補正する申出があったことから、その旨の補正を実施した。この結果、補正後の請求内容は

行政文書ファイル管理簿に登録された

令和5年引継書(交通反則切符引継書)(4月～7月分)

(請求日現在 稲沢署で保管のもの)

と補正された(以下「本件補正後請求」という。)

b 決定期間の延長

「令和5年引継書(交通切符引継書)」及び本件補正後請求の対象を確認したところ、多量の文書が請求対象に該当し、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため、条例第13条を適用し、令和5年12月26日付けで、令和6年1月26日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、令和6年8月21日までに開示決定等を行う旨を、決定期間延長通知書(交指発第〇号)により審査請求人に通知した。

c 行政文書開示請求書の補正(通知)

審査請求人は、本件行政文書開示請求書を提出した令和5年12月13日前後において、本件を含め複数の行政文書開示請求書を提出しており、これらの請求について、全体的に網羅的な請求であり請求対象文書の特定が不十分であったこと及び令和5年9月以降に審査請求人が同種の大量請求を繰り返し事務に支障を及ぼしていたことから処分庁は令和6年4月1日付けで補正を求めたところ、審査請求人より令和6年4月17日付けで補正の回答があり、本件補正後請求に関しては請求対象範囲のうち、「最古と最新だけ」の文書に特定する旨の内容であった。この結果、補正後の請求内容は

行政文書ファイル管理簿に登録された

令和5年引継書(交通反則切符引継書)(4月～7月分)(最古と最新だけに限る)(請求日現在 稲沢署で保管のもの)

と補正された(この記載内容のうち、「令和5年引継書(交通反則切符引継書)(4月～7月分)(最古と最新だけに限る)」の記載について、以下「本件開示請求」という。)

(ウ) 対象文書の特定

本件開示請求について、請求条件に合致する行政文書を検索した結果、令和5年4月3日及び令和5年7月31日付けの交通反則切符引継書が保管中であったことが確認されたため、これを対象文書と特定した。

(エ) 本件処分

処分庁は、開示対象となる行政文書について、条例第7条第2号の規定に基づき、一部を不開示とする旨の決定をし、本件処分を行った。

なお、本件開示請求以外の請求については、別に処理をしている。

イ 「交通反則切符引継書」について

対象文書として特定した交通反則切符引継書とは、交通切符等の管理及び交通切符等による道路交通法違反事件の捜査管理要領の制定（平成29年交指・交免・地総・総情発乙第160号）第3、7(1)に基づき定められた様式第7の1により作成される文書である。

(2) 本件処分に係る不開示情報

本件処分では対象文書中の警部補並びに同相当職以下の警察職員の氏名及び印影並びに違反者名を条例第7条第2号の不開示情報に該当するものとして不開示としたものである。

ア 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名及び印影

本件対象文書中の警部補の階級にある警察官を特定できる部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

ところで、同号ただし書きは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則に定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分は除くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成12年愛知県規則第29号）第3条の2により、警部補以下の階級にある職員をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定されている。

イ 違反者名

交通反則切符引継書には切符番号毎に違反者名が記載されている。

この情報は交通反則切符処理の対象となった違反者に関する情報である。

これは個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる

ものを含む。)に該当するため、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書きのいずれにも該当しない。

(3) 審査請求人の主張の失当性について

審査請求人は、違反者名の開示を求める旨主張している。その理由について、他の処分において不開示処理の誤りにより違反者名を審査請求人に開示したことを根拠として主張している。

しかしながら、上述のとおり当該情報は条例第7条第2号の不開示情報に該当することから本件処分は適正である。

よって、審査請求人の主張には理由がなく失当である。

(4) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 4 審査会の判断

(1) 本件審査請求について

本件行政文書に係る不開示部分は別表のとおりであるが、審査請求人は、審査請求書において、不開示部分のうち違反者名について開示するよう主張していることから、違反者名が不開示情報に該当するか否かについて、以下検討する。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 処分庁によれば、違反者名は条例第7条第2号の不開示情報に該当することから、不開示としたとのことである。

イ 当審査会において審査請求人が開示するよう求める不開示部分を見分したところ、交通反則切符処理の対象となった違反者の氏名が記載されていた。当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

ウ よって、違反者名は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
<p>交通反則切符引継書 (令和5年4月3日 及び令和5年7月31 日のもの)</p>	<p>警部補及び同相当職 以下の警察職員の氏名</p>	<p>愛知県情報公開条例第7条第2号 に該当 警部補以下の階級にある警察官 をもって充てる職及びこれに相当す る職にある警察職員を特定できるた め。</p>
	<p>違反者名</p>	<p>愛知県情報公開条例第7条第2号 に該当 個人に関する情報であって、特定 の個人を識別することができる、又 は特定の個人を識別することはでき ないが、公にすることにより、なお 個人の権利利益を害するおそれがあ るため。</p>

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 7 . 9	諮問 (弁明書の写しを添付)
7 . 3 . 21 (第 703 回 審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7 . 5 . 30 (第 706 回 審査会)	審議
7 . 6 . 24	答申